

轉換期における小農金融の基礎理論

— そのギヤランテイの在り方と公信用の必然性について —

藤澤正也

- I 小農経営における資本蓄積の特殊性
 - a 小農経営の膨脹とその経済的原因
 - b 小農経営における資本蓄積の停滞と不安定
- II 小農金融の生産的諸範疇と公信用の必然性
 - a 小農経営における資金需給の特質
 - b 短期信用とそのギヤランテイ
 - c 中期信用とそのギヤランテイ
 - d 長期信用とそのギヤランテイ

「多数の農民が貧困化しており、辛くも生計を保ち得るような状態にあるにも拘らず、交際費や不當な浪費を慎めない様な社會では、融通された資金の大半が不生産的に消費されることは怪しむに足りない。どだい村全体が貧しくその原因の一半に浪費癖がつきまとつていと云う場合、生活費を賄う資金さえためることは難しい。この停滞の因果を打破するためには、思ひ切つてクレジットを生産的資金に限定すべきである。ところが東洋の農民經營では、とりわけ營農資金と不生産的生活費を峻別する

轉換期における小農金融の基礎理論

ことは困難である。またたとえ生産資金とは云え、借受人から見ると収益は極めて微細であるか逆調さえ呈し、あまつさえ災害の危険が多い。これ等の事情は、たとえ協同組合が組織されても、組合の資金難、即ち農村の堆積資金を吸収できないと云う經營上の欠陥と表裏して、その貸出金利を高めている原因である。組合が一旦貸出した資金の元利回収能力が、高利貸より遙かに香しくないと言ふことも、組合には大きな危険をもたらすものである。即ちクレヂットベースは破壊され、組織全般は政府補助金の配分機關に墮し去るのがおちである。組合金融は農業再建の諸要件の一つに過ぎないのであつて、所謂『万能薬』ではない。」

— H. Belshaw, Agricultural Reconstruction in the Far east. —

I 小農經營における資本蓄積の特殊性

a 小農經營の膨脹とその經濟原因

小農經營を耕地面積や投下資本、生産額等が小規模であると云うだけでなく、經營に充用される勞働力を専ら家族に依存する經營體とすれば、このような經營は世界各國が高度資本主義の段階に入つてから數十年を経過した現在においても、衰頽や消滅の兆候を見せていないばかりか、益々廣汎に膨脹しているようである。即ち獨佛の西南部では、一九世紀の中頃から中規模の農民經營が大小の兩極を削つて漸増し、次第に優位を占めている。現在高度の營農技術を誇るデンマークやスイスでは、一〇〜一五ヘクタールの農地を保有する自營農民が支配的である。前世紀の初頭、既に源始的なエンクローヂアやコロニゼーションによつて、古い土地制度を大規模に清掃した英米及びその屬領でさえ、大經營は必しも小經營を驅逐しつゝ、強力な資本主義的企業體としての發展を示してはいないようである。五〇ヘクタール以上の農場が全農地面積の八〇%を占める英國でさえ、一經營當の粗収入は工業の $\frac{1}{13}$ に充たず、一經營當の農従人口は工業の三〇名に比して四名内外に過ぎないと云う。欧州本土の經營規模はこれより遙かに小さく、第二次大戰前の數字によれば、一經營當の農地面積は西歐八ヘクタール、東歐三ヘクタールで、農従人口は何れ

も二、三名平均であつた。大經營の發展を注目されていたアメリカにおいても、ポナンザ、またはコーボレーションによる大經營は、機械化された中規模の家族經營や、零細な分益小作經營に分解しているし、オーストラリア及びカナダの麥作地帯は、三〇〇〜五〇〇ヘクタールの大經營も少くないが、これも僅か三、四人の機械化された家族勞働によつて營まれていてと云う。アジア諸國の零細經營については改めて指摘するまでもない。こゝでは前述の先進諸國における農民經營とは異つて、最早家族勞働を消化し切れない程度まで耕地は零細化、分散の一途を辿り、かうした經營規模の縮小と貧困化は、極めて深刻な悪循環を畫いていた。アジアの零細經營と西歐の農民經營は、展開の社会的歴史的條件を異にしているとは云え、しかも現在、資本主義的環境のなかで、非資本家的な單純商品生産者として強靱な生活力をもち、不斷に膨脹していること、この膨脹は經營の發展や安定ではなく、停滯と動搖を惹起していることと云う相矛盾した共通の現象を認めることができる。

小農經營は、先進國においてはもとより、アジアの後進國でも、最早在來農法に踞踏して『家族慾望の満足度と勞働の苦痛度の均衡』と云うような主觀的ファクターの限界點に安住することは許されていない。それは資本家的企業と同様に、一應貨幣形態における最大限の私經濟的収益の實現を經營の目的としている。そしてこの収益を左右する農産物と各生産要素の價格は、必要勞働としての社会的評價を受けた市場價值によつて決定されざるを得ない。經營規模の大きいさをあらはす前貸資本は、小農經營においても不變資本と可變資本に分けられる。この可變資本は充用される勞務者の數と、その勞務者の一家を養うに足る生活費によつて規定される。云う迄もなく収益の實體をなす余剰價值は、この可變資本によつて増殖される。小農經營の繁殖力は、まさに家族勞働が不斷に勞務を強化し、勞働日を延長して絶對的余剰價值を生産すると共に、不斷に社会的必要勞働日を短縮して、相對的余剰價值を生み出すこと、これらに好都合な屈伸的諸事情を内包しているからにほかならない。

常備労働を拒ける小農經營の優越性については、グヴィツドによつて定式化されている。即ち動植物等の有機物の生産を本位とする農業は、1.耕耘、施肥、播種、移植、收穫或は飼育、搾乳、採毛等の諸作業を同時に平行して行うことができない。2.これら作業の推移は斷續的であつて、繁閑の差が著しい。従て年間を通して所要勞力は大きく變動する。3.労働對象は廣大な地積に固定し、これに働きかけるためには労働自體を常に移動させなければならぬ。しかも經營主は、農村内部に耕耘あるいは收穫と云う専門的勞務者を、必要な時期にだけ確保することは困難であつて、年間を通じてあらゆる作業を兼ねる勞務者を使役せざるを得ない。しかし所要労働のピークを満足させる勞務者數が多ければ多いほど、農閑期におけるアルドルコストは増嵩する。それと共に時間的場所的に作業を替える勞務者多數に對する管理が不充分になる。^{註2}家族經營はより狭い農地に作物を集約的に組み合せ、所要労働のピークを崩し、労働日の年間平均殘高に對する投下労働力の割合、即ち稼働率をたかめることができる。それは資本主義的な協業が、社会的技術的分業の發展によつて、勞務を單純化し機械化す効果に對抗して、經營や生産を益々多角化し、複合化そうとする。かうした複雑労働によつて、家族經營は社会的平均労働としての賃労働に依存する資本家的經營に對する優位を保持しようと努める。

西歐においても、農業生産力の發展は、インダストリーとは相當様相を異にしている。農業の技術は、根菜類や青果物、家畜等改良品種の導入や無機肥料の施用において『革命的』であつたが、必しも大規模な機械化を伴はなかつた。勿論、耕耘、運搬、收穫等の行程における人力や畜力の蒸氣力、内燃機關、電力等による代置と、作業の機械化は廣汎に進展しているが、經營内に雇傭労働の増員を必要とする程の大型機械や動力は、取得價格や維持費に對して年間の稼働期間が極めて短いと云う事情によつて導入を制杞されている。また家族的小經營も、普通の資本家的經營が使用していた程度の小型機械ならこれを取得することは必しも不可能ではなかつた。そしてかうした労働手段の利

用は、一般に農業では経営内に充用する雇傭勞務者の増加ではなく、逆に減少を招くのが常であつた。^{註3}しかも小農經營における機械化は必しも粗放化を惹起しない。これによつて遊離された勞働力は、土地單位面積當より價値の高い農産物を生産するため、多額の流動資本を抱いて經營に投下される。經營は單一商品作物への専門化にせよ、多角的な複合生産にせよ、益々資本集約化の方向を辿ることが正常な發展の型とされている。

b 小農經營における資本蓄積の停滞と不安定

だが土地制度の固定化による相對的余剩價値の生産と實現の矛盾は、小農經營の執拗な膨脹と不安定の基本的原因として、より高次の農業生産力の發展にとつて大きな桎梏となつてゐる。農業ではかうした余剩價値の源泉をなす勞働生産性の相違は、資本として自由に移動し得る生産手段の大いさによるよりは、場所的に動かすことのできない自然力、即ち農地の立地條件や豊度に、より強く規定されている。したがつて優良地を排他的に所有し利用するものは、特殊の余剩價値を搾出することができる。この余剩價値はインダストリーのような技術構成の高度化による積極的な勞働生産力の引上の結果ではなく、狹隘な優良地の閉鎖的な圍込に基いている。小農經營は、封建的土地制度が撤廢されても、この余剩價値をキャピタライズする地代法則によつて、自からこの枠を擴げたり打破することが困難になる。近代的農地改革は、農民に有償、無償何れにせよある程度の土地を保有させるが、この再分配はどここの國でもすべての農民を満足させることはできなかつた。大半の農民が自家勞力を消化する程度の農地さえ保有し得ない場合、この勞力を完全に消化し、最大限の収益をあげるためには、更に土地を購入するか賃借することは不可避である。この場合、地價または地代を決定する資本主義的な仕組は、經營形態や生産力の發展に對して、必しも進歩的な作用を與えることはできない。

チューネンを始祖とする獨乙農經學派の主流は、地代を土地の粗収入から費用及び金利を控除した『純収益』とみ

なし、農業經營の目的はこの最大限の地代を實現することにあるものとしている。地價は地方普通の利率で資本化される地代に過ぎない。ではこの極大地代はどのようにして形成されるか。ブリンクマンによると、土地面積を一定とすれば、生産手段、労働力を増投すると収益は漸増するが、一定の投資を限度として漸減するに至ると云う『収益増加漸減の法則』が作用する。したがつて「私經濟的に許容し得べき經營費最高限界は、常に限界収益と限界經營費が一致する點、換言すれば最終の單位經營費が、投ぜられた資本に對する利子をふくめて、これに對應する粗収益部分によつて尙恰度償はれる點にある。……實にこの最高限界は、同時に、また集約度一般に對する収益性限界でもある。……ひとりこの最高限界を越ゆることのみならず、經營費がこれに達しないこともまた利潤を損傷する。」^{註4}かうして得られる純収益（地代）は、土地の立地条件や豊度及び國民經濟の發展段階によつて異なる。立地は最も大きな規定性をもち、農地が市場に接近するほど農産物は高く賣れ、生産手段は安く買えるから、投資の限界點は特に不變資本を集約化する方向で上昇しつゝ、單位面積當の純収益は増加する。だがこれによつて明らかのように、借地農の場合、集約化にせよ優良地の選擇にせよ、經營によつて得られる純収益のすべてを地代として粗収入から支拂はねばならぬとすれば、彼等の所得は勞賃と金利部分のみとなるだらう。かうしたブリンクマン一派の見解は、投資の増加や優良地の開發によつて平均利潤のほか超過利潤を取得したものは、主として地主經營（ユンカー）であつたと云う獨乙農業上昇期の實情に答えたものであらう。ともあれこゝでは、土地の買手や借手に剰余價値の一部が残されようと残されまいと、地代や地價を動かす要素は、前期的農業とは異つて投資の出發點にあるのではなく、投資の論理的現實的歸結にあると銘記しておくことが重要である。アーレポーは、かうした地價を規定する働きをなすものは、一個々の農業者によつて實際に獲得された地代ではなく、多年平均してみても、同一の土地、同一の經濟的位置に於て、一般普通の經營方法を以て『平均的』に獲得せられる地代である。^{註5}とも述べている。何れにせよ、土地單位面積當、

集約度の上昇による増加収益は、地代ひいては地價の上昇を招き、土地の新しい買手や借手に土地負担に相應した經營集約度を守ることを強要するようになる。彼等がもしこの投資を怠るならば、土地負担は勞賃や利子等の正常な所得部分まで喰いこむにいたるだらう。だが自家勞働をより合目的に利用するため耕地を擴張しようとする小農は、多くの場合その土地を資本集約的に耕作するに充分の自己資本をもたない。したがつて土地負担を履行するためには、何れにせよ一方的に勞務を強化するか、單位面積當より低い所得に甘ずるのが常である。

一般に農業における資本蓄積力の停滯、特に小農經營の行き詰りは、農産物價格形成の特質にもとづくものとされている。しかしそれは單なる販賣方法や、市場組織の欠陥によるものではない。問題は小農經營の農産物が市場に廻る品物の大半を制する場合、その市場價格が自由な個人主義的競争によつて決定される限りは、必しも優位且つ適正な規模を具備した經營に對してさえ、その安定と伸長を保證することができない點である。周知のように資本家的經營が支配的な場合は、農産物の市場價格は劣等地または限界投資單位の生産價格によつて調整されるし、農業資本の有機的構成が低位で、土地所有が資本の自由な移動を阻止する程強力な獨占關係にあれば、劣等地または限界投資單位の個別的價值でさえ市場價格の規定的な分子とされるだらう。だが家族勞働に立脚する小農は、商品生産者としての資本主義的な條件や、土地の排他的な所有權を主張することができない。彼等は生産手段と自家勞賃の支出分さえカバーされれば、主觀的にはともあれ客觀的には平均利潤や況や超過利潤を補償されない市場價格でも耕作することをやめようとはしない。

即ち、1.農民經營は優劣を異にする様々の農地を抱き合せているし、資本構成や經營規模も劃一的ではない。したがつて農産物の供給が需要を超過し、市場價值を調整する限界地、または限界投資單位がより優良な基準に上昇しても、それに即應して劣等地の耕作を放棄したり、投資を制限することはできない。寧ろ農民は價格の下落によつて低

下する収入をカバーするため、現存のあらゆる生産要素を一層強度に利用し、これによつてより多くの農産物を市場に供給しようと努める。しかも食糧を主とする農産物は需要の弾性を欠くから、かうした供給の増加はまさに優良經營の採算を傷ける程市場價格の低落を惹起するのが常である。

2. 農工業の資本構成、特に固定資本と流動資本の割合を比較することは容易ではないが、一般に農業では土地、家屋等を資本と擬制すれば、固定資本の比重が強く、したがつて生産費計算において、間接費が相當大きな割合を占めることになる。しかも農民經營の場合、家族労働でさえ一種の間接費と觀念され、したがつて小規模な農民經營程間接費の壓迫が大きいことになる。そしてこの間接費の母胎をなす生産要素は、動植物、農機具、土地、建物、其他の改良施設にせよ、インダストリーほどは自由に換價し得ない經濟的な「不動産」をなしており、しかもこれらの不動産は操短によつて一層甚しい使用價值の減耗を蒙る。したがつて農民は、農産物の市場價格が下落して粗収入が減退し、嚴密な意味の生産費が著しく割高になつても、僅かな直接費が補填される限りは増産を繼續する傾向がある^{註6}。

3. 農産物の供給が市場價格の變動に順應し難く、そのため農業に投下された生産手段や労働力の價值が充分に實現されない^{註6}と云う事情は、農業の生産期間がながく、この生産期間がより強く自然力によつて左右されると云う事實によつて拍車されている。農産物の生産期間は穀物の場合約半年、果樹は二〜三年から數ヶ年、畜産物は數ヶ月から二〜三年を要する。またこれらの増産が本格的な經濟効果をあらはすためには、土地改良や復合生産體系の組み替えを要するから、數ヶ年の延長を要する場合もあらう。このように長期の生産期間は、科學技術の發展によつてある程度短縮されてはいるが、小農經營の場合労働力や生産手段の集積、耕地面積の擴大によつてこのテンポを促進することが困難である。そして多數小農間の個人主義的競争は、この遠い將來に對する市況のアウトトルックを暗くしている。農民は時價に連鎖反應して一齊に特定作物の増産に着手するが、それはこのながい生産期間の終末において、過剰生産

を部分的相対的規模から全般的絶對的な規模にまで深刻化する有力な原因となつてゐる。

その場合貨幣經濟のルールに捲きこまれた農民ほど、市場價格の下落による名目収入の低下は、その限界収入の主觀的効用を一層切實にたかめることは否み難く、「經濟主體たる家族を驅つて甚しく過度の勞働を行はしめる。即ち家族はその勞働を使用すべき一層多くの機会を探し求め、勞働時間一單位當の収益は低くともそれに甘んずる。」^{註7}これによつて過剰生産は益々累積される。

小農經營は、かうした過剰生産による景況の沈滞を自律的に打開する手懸をもたないが、これを慢世的恒久的な現象と見ることはできない。農産物の市場價格は、資本主義市場の有効需要によつて大巾に左右される。この需要が供給を超過する段階には、農民經營も經營規模の如何を問はず經營收支は好轉する。のみならず「小農經濟における貯蓄總額は、大農制度に移した場合よりは多分大きいものと考えられる。貨幣經濟が既に確立されている地域の農民は、彼等の所得が賃労働者よりは低くとも、そのより大きな割合を貯蓄しようとする性向がある。」^{註8}だがこの貯蓄は無數の小農に分散的に滞留して退藏貨幣 (Hoard) の性格をおび、また金融業者の手に集中されても、多數の零細な不生産的水路に放出されてしまふ。したがつて農業生産力の増加を招く大規模な投資のための貸付資金を形成することができない。

必要労働日の短縮による相対的余剩價值の増産は、雇傭労働であれ家族労働であれ、労働力の價值を低下させる社会的生産力の發展を前提としている。農業は傳統的な家族經營のまゝで、資本主義市場から購入する生産資材、生活品物價の相対的低下によつて、必要労働日を切りつめる効果に均霑しているが、更にこの消費量は經營と生活を合一することによつて高度に節約され、自分自身に支拂う低い勞賃にたえることができる。フリナーによると、西歐及び東歐諸國の農地改革を見ると、改革の結果創出された農民經營は、所與の土地人口に最大限の雇傭機会を與え、農民

の技術水準を一般的に引き上げ、彼等の生活程度を暫定的にせよ國民的な水準まで上昇させる點では成功と云えるが、それは「個人主義的な營農方法に内在する諸欠陥を存置するために、土地に定着する人口を不當にふくらませ、資本の造成に有利なチャンス^{註9}をひらくことができなくなる。」

小農の過剩勞力や遊資が農外に有利な捌口を見出し得ない場合、こゝに周知のヴィーシアス・サークルが展開される。この惡循環は今次革命前の中南支農村において典型的な現象を呈していた。土地、勞働力、農産物等農村におけるあらゆる生産要素の自由な移動は、農業を近代化す保證にはならなかつた。費考通は、戰時下フリーチャイナの基地として急激な工業化により、傳統的な自給經濟から商品經濟に轉換しつゝあつた雲南省王溪市近郊農村をとりあげ、一交通、商業等流通關係の近代化は、農家經濟や土地所有に如何なる影響を與えたか。C村の場合これらの條件は一應與えられたにも拘らず、過剩人口による農家經營の零細化への諸傾向は何等弱められていない。しかも小作制度や押制度は、農業金融を疏通する手段として重要な役割を果してはいるが、この村はかうした制度を金融の手段として利用できない僻村に較べて一層經營は零細化し、徒に不在地主的大土地所有關係が推し進められている。……雲南省の場合、廣東デルタや上海デルタの農村のように、全土の八〇%が不在地主の手に歸すると云うような極端な事態には立到つていないが、資本主義的流通關係の發展にともない、それらの後塵を拜するであらうことは明らかである。^{註10} また第一次大戰後、農民運動によつて大土地所有制度から解放されたガリシア、スロバキア、クロアチア等の東歐諸國でも、農民は飯米を保持することで精一杯であつた。彼等は深刻な貧困化にも拘らず貯蓄に全力を傾け、資力を喰いつぶした大地主から零細な地片を法外な高價格で買い漁つた。「かうして大土地は辛くも生計を繋ぐサブスタンス・ファーマーに蠶食された。それは農地の經濟的効率を排除する極端な耕地の分散と、零細化を招いただけであつた。」^{註11}

農民はかうした個人主義的營農方法に踞踏して、より多くの有價物をつくり出すにも拘らず、その一部は『無償で社会に贈與される』のであつて、地代其他の公租公課、商取引、金融等の諸契機を通じて余儀なくされるこの贈與は、後進國の場合近代産業を顛倒的且つ急激に創出する物的な基礎であつた。しかしかうして擴大される農工業間の生産方法の斷層は、ついに個別資本の力では埋められない限度に達する。それは國民經濟全體のダイナミックな發展を阻止する基本的な要因にもなる。このような構造的不均衡を胎む後進國が、高度資本主義の現段階において、國際的競争場裡に自立性を主張するためには、そのウィークポイントをなす農業について、救い難い個人主義的營農方法を、下からは農民層の團結 (Corporation) を通じ、上からは國家權力による統制 (Control) を通じ、組織または規制することが必然的に要請されるようになる。第一次大戰以降、各國では農業に對しては單に流通面だけでなく、生産關係にまで強力な統制を加えるようになった。このような國家の經濟的な保護干渉は、物價統制から出發して各生産要素の割當配給の規制を伴い、計畫的な作付統制にまで進展した。いくつかの後進國では、かうしたコントロールを契機として、封建的な土地制度の改革まで行はれている。コーヘンは國家の農業に對するインターベンションの必然的な根據を要約して、農業は1. 個別資本によつては開發を限定されている土地に依然強く立脚していること、2. 如何なる國においても農業は、最初から經營は小規模かつ劣勢であつて、大資本に對しては取引上不利な立場におかれてゐること、3. 農産物の價格や農民の所得、及び収益は、はげしい短期的變動にさらされてゐるが、個人主義的完全競争によつては、生産や供給をかうした變動に調整することが困難であることを列挙してゐる。

以上のテーゼは商工業が既に内外の獨占資本によつて固められた後進國においても無論妥當するのであつて、分割地所有制度につきもの、土地負担の増加は、營農資本の投下を制扼すると共に、耕地の零細化や分散を惹起する。したがつて勞働手段は粗悪、矮小な道具や役畜に限定される。しかも斯る農用品の購買は、多數小農の個人主義的群集

心理に刺戟されて、必然的に二重投資や錯誤投資を招く。會計上、農民經營の固定比率の高いバランスシートは、必しも經濟的な技術構成や有機組成の高度化を意味しない。固定資本の多くは末働資本に轉化されたまま、陳腐化される。同様のデモンストレーション・エフェクトは、生活品の購買過程においても顯著である。その場合小農の旺盛な購買力は、生活水準の上昇ではなく、屢々健康にして文化的な生活を破壊する『アジア的浪費』のインデックスに過ぎない。^{註12}

このような環境のもとにおいては、農村の金融機關が如何に多くの資金を吸収し融通しても、それは『高利資本』としての諸機能を發揮するに止り、農業資本の蓄積に對しては何等有効な役割を演ずることはできないだらう。したがつて新しい農業金融に與へられた課題は、單に高利資本を排除するのみならず、資本主義的經營體としての物的條件を欠如する小農經營に對して、その前貸資本が恰も資本として機能するような機会をひらかせなければならぬ。即ち金融機關は、所與の環境に順應して近視眼的な利殖のため、單なる貨幣の前借や前貸に終始することなく、農業の内部に生産的信用または近代的貸付資本を造成することができるよう小農經營の轉換を目標とする巨視的な一つの社会機構として編成されなければならない。その場合特に小農の支配的な後進國では、前述のように資本主義に個有な市場法則や地代法則が、少くとも經營規模の縮小や不安定を惹起しないように、ひいては漸進的にせよ經營規模の擴大と發展をもたらすような線に綜合的に規制されねばならぬと云う必要から云つても、また金融機關がそれ自體として經營の安全性を擁護する必要から云つても、その金融機關は農業に特殊な専門的機關として、國家權力と結びついた財政措置を要請するのが常である。以下残された問題は、かうした財政金融が、小農經營においても剰余價值の生産に積極的な効果をもつている個人的集團的な創意を、權力的に抹殺することのないような改良主義的な手段についてである。かうした手段を探求するにあつて、我々は財政と金融の結び目をなす信用のギランティを設定す

る仕組を特に重視する必要があると考へる。

- 註1 リヤシチエヒロ 農業經濟學(下) 直井武夫譯 一一〇頁。
- 註2 E. David : Sozialismus und Land wirtschaft 2 auf. 1932. p.56~63.
- 註3 Chang. Agriculture and industrialization. 1949. p.150~152.
- 註4 フリントマン 農業經營經濟學 大槻正男譯 一七頁。
- 註5 フーレボー 農業經濟學の基礎理論 柏祐賢譯 六六頁。
- 註6 R. L. cohen The Economics of Agriculture 1951. chap IV.
- 註7 チヤヤノフ 小農經濟の原理 磯部秀俊譯 七九頁。
- 註8 Warriner Economics of Peasant farming 1939. p.163.
- 註9 Warriner ibid. p.154.
- 註10 Shan ton fei. Earth bound China 1944.
土地に縛られた中國農村 藤澤抄譯 六〇頁。
- 註11 Warriner ibid p.122.
- 註12 Belshaw. Agricultural reconstruction in farcast Asia 1947. chap II.

II 小農金融の生産的諸範疇と公信用の必然性

a 小農經營における資金需給の特質

一般に農業における資本蓄積の増進、即ち小農經營の轉換を主眼とする農業金融は、前述のように特殊な政策的措置を要するとしても、農業内部における貯蓄と投資の均衡を無視することはできない。しかしこの均衡は、農業に融通される資金を農業で蓄積された資金で賄うと云う閉鎖的靜態的な殘高バランスではない。寧ろ資金殘高から見ると

轉換期における小農金融の基礎理論

農業全般にせよ、また特に轉換期に立つ小農經營自體にせよ、貯蓄と投資は著しい乖離を示すのが常である。農業金融は農業内部におけるかうした貨幣資本需給のアンバランスを現實資本の蓄積を推進させる線に沿つて、金融機關自體の信用によりカバーすることに、最も大きな意義をもつてゐる。

小農經營における貨幣資本需給の契機は、理論的には産業資本の場合と異ならない。土地、建物、農機具、家畜等の固定資本と、資材、勞力等の流動資本からなる前貸資本の大きいさは、經營の規模を一定とする單純再生産の過程では不變であるが、その價值形態は大きく變動する。そこで、この前貸資本を自己資本として保有する小農について見ると、1. 固定資本は使用價值の物質的磨滅の都度、農産物に部分的に價值を移し、それが全部的に更新されるまで貨幣形態をとつて資本の循環からは遊離する。2. 流動資本は、生産過程において使用價值と共に全部的に農産物に價值を移轉するが、これは生産期間を通じて逐次的しかも斷續的に投下されるから、この流動資本に向けられる等の前貸資本は多かれ少かれ貨幣形態のまま、資本循環のそとで待機することがある。3. 實現された農産物の價額から、これを生産するに必要な一切の直接費、間接費等の諸經費を控除した収益は、それが生産的、不生産的何れにせよ消費されない限り、やはり貨幣形態をとつて資本循環のそとに遊離される。4. 經營の規模を一定とする單純再生産においても、固定資本や流動資本等各生産要素の價格が、農産物價格よりは相對的に低下する場合には、それだけ貨幣資本は疏外され、相對的に上昇する場合には、より多くの追加的貨幣資本が拘束されるだらう。かうした物價變動や農作物豊凶の賜物たるプレミアムやリスクをカバーするために、多年の經驗から平均して、一定の準備金が『危険資金』として積立られていなければならない。

金融機關は、このように拂戻や据置の期間を異にする雑多な休息貨幣資本を集積して、これを商品としての貸付資本に轉化する。この貸付資本の需要は、使途に應じて設備資金と運轉資金に大別される。これらの資金は、それが生

産者（農民經營）に對する貸付である限りは、直接、間接經營を創設、維持し、或は擴大させる生産的な性格をもつてゐる。たとえばそれが小農の生活費に充當されることが明らかでない資金であつても、借受人を經營體と見れば、勞賃部分の前貸であつて、剰余價値を生み出すファンドになる。^{註1}しかし小農經營における資金需要は、過去の經營規模を單純に維持するだけの自己資本さえ欠乏したものと、設備資金や運轉資金、就中勞賃部分たる生活費の前貸が壓倒的に多い。これは前述のように小農經營の収益が薄弱で不安定であると云う事實の必然的歸結であると共に、ローンとしての元利回収の容易ならぬ事實を物語るものである。だが金融機關としては、貸付資本の運動法則を無視することはできない。それは安全有利な運用を至上命令とする。かうした安全有利な事業は、資本主義の發展にとりなつて都市に集中され、獨占されるようになる。したがつて農村における金融機關は、小農の零細な預貯金を吸収して一方的に都市産業に排出するパイプとなつていて、小農金融の場合、貸付資本の自立的發展は農業における資金難を激化する傾向さえある。

小農經營も、資本主義的社會分業の發展に照應して、資本の回轉を季節的に左右される動植物の撫育に限定され、土地生産物は益々低い加工段階においてその經營から分離されると共に、商品化を促進する市場的條件によつて、同一地域の多數農民は益々同一の作物を専門的に生産するようになる。したがつて多數農民の現金收入及び貯金殘高は、同一の時期に最高となり、同一の時に底をつくのが常である。そこで地方的農村金融機關は、管内の預貯金をもれなく動員しても、設備資金にせよ運轉資金にせよ、營農資金を最も必要とする時期に、經營の創設や擴大に向けられる追加資金を融通することが不如意になる。またこのように農民經營は、單一の生産段階において水平的であると云う事情は、農民相互の信用取引の余地を封ずるものであつて、金融機關が農業に専門化されるほど信用創造の可能性を奪はれることを意味する。農村金融機關の預貯金は、すぐれて所謂「本源的預金」の性格をもつてゐる。したが

つて經營の創設、擴大に向けられる追加資金を融通する範圍は、農民の固定資本の償却準備金とか収益積立金、乃至生活程度の引下による節約金に限定されざるを得ない。

農村金融機關におけるかうした追加資金源の貧困は、運用面においては貸出の小口分散を不可避ならしめる。したがつて借受人がこれを追加資本として信用で借入れる場合も、精能の高い農機具や役畜、大量の肥飼料等を購入する中長期資金としては不充分で、與えられる信用貸付はインダストリイのように追加的生産要素の新しい有機的結合をもたらさない。また好況時における預貯金の膨脹によつて追加資金の貸出が緩和されるとしても、それは往々商品生産者または企業家としての發展を期待されない多數の小農經營を維持、創設するに過ぎない場合が多い。かうした放漫な貸出が、土地、農具、役畜、肥飼料等の不當な値上りと、所有や經營の分散を惹起する實情を直視すれば、それが農業資本の蓄積に積極的な効果をもたらし得ないことは明らかである。農業金融の場合、個別的にはローンの使途が營農設備や資材の購入に向けられる生産的資金であるからと云つて、社会的には資本蓄積を推進する生産的資金とは見做されないと云う點に問題の著しい困難性がある。

このように多數農民の生産期間及び固定資本の回轉が劃一化する結果、農村資金の在 high は短期的にも長期的にも大巾な周期變動に見舞はれるようになる。この周期變動は、農民相互または農業内部では自律的にこれを調整することは殆ど不可能である。それは農業と資本の回轉を異にする商工業との資金疏通の必要を示すものである。たとえば短期資金の移動については、出來秋から春耕期までの販賣代金流入期における農村預貯金は、農産物の仕入、加工資金として、或は營農資材の仕入、加工資金として、商工業資本に安全有利に利用されるだらう。また仕付期から端境期にわたる營農資金の需要は、この間操業の密度をゆるめる商工業資本の休息資金によつて充されるだらう。長期資金の移動についても、たとえば土地改良と電源開發、樹園の造成と工場建設等、投下資本の回收に要する期間が同一で

あれば、着工の時期を齟齬させることによつて相互に余裕金を利用し得る可能性があるわけである。しかしこの場合、他の商工業から農業に運用されるべき長短期貸付資本を導入するにあつては、營利的なブランチ・パンキング・システムでは克服できない金融技術的な隘路がある。

それは第一に外來資金は、單に營農資金に用ひられると云う證據や、債務者に對する人格的信頼ばかりでなく、元利の回収について明確な物上担保を要求するが、小農經營はその儘の形では直接にかうした金融ベースにのつたギランティを提供することが容易でない。第二に孤立分散した小農に對する小口融資は、貸金の審査や管理、及び回収等に關して相當の經費を要する。これらの事情は金融機關の本據が如何に近代的な組織をとらうと、農村では貸付金利を割高ならしめる要素となる。同様の事情は、營利銀行が農村貯金を長中短期別に纏つた資金量をもつ貸付資本に造成する場合も、その資金コストを割高ならしめる要素になる。

こゝでは農業金融の貯蓄 (Deposit) と云う面は別問題として、特に轉換期小農金融の信用 (Credit) を合理化す組織としての組合金融と、その組織を補強する金融としての財政金融の必然性、及びその在り方について立入つて検討しよう。金融機關が農業における資本蓄積の増進を主眼として貨幣資本の需要即ち農業信用に應える場合には、それによつて規制されるべき運轉資金と設備資金の構成は、積極的能動的な意義をもつている。但しそこでは、借受人の個人的立場からみた資金構成ではなく、國民經濟的見地から見たオプチマルな構成が問題になる。小農經濟と云う所與の環境に安座してこれを蝕む非組織的な高利資本と、この環境を揺り動かそうとする組織的な銀行資本の相違は、單に個別資本としての収益力の高さや固さにあるのではなく、社会的總資本の動態的發展に寄與するような資金を與へることができるところかで決る。後者の場合、この資金は自己資金にせよ他人資金 (預貯金または借入金) にせよ、既に蓄積された休息貨幣資本に制扼されることはない。それは金融機關自體または受信者の社会的ギランティ

によつて貸付資本を創造することができる。この追加的貸付資本はクレジットによつて可能ならしめられる現實資本の蓄積と一致する限り、必しも社会的總再生産過程を攪亂し、悪性インフレーションを惹起する懸念はない。

農業信用も授信者及び受信者夫々の實務的必要からこれを分類するためのいくつかのディメンションがある。たとえば貸金の使途、金利、保證や担保の形態乃至期間や償還方法等である。かうした各種の信用範疇に對して、出發點の小農經濟では限られているファンドをどのように割當るかと言ふ優先順位の設定は、小農經濟と云ふ單純再生産を擴大表式に摩擦なく轉換させる信用體系の構築にとつて基本的な問題であるが、我々はこの點は一先おいて、轉換期小農金融において重點的にとりあげられるべき生産的農業信用につき、貸金の使途によつて規定される期間を基準として、長、中、短期信用に三大別し、各種信用について設定されるべき担保及び信用組織をとりあげよう。即ち肥料、農藥等の營農資材及び勞賃其他の一般管理費をふくめた流動資本を賄うものを短期信用とし、小農經營の範圍で投下することができ、且つ場所的に移動し得る用役畜や農機具等の固定資本を賄うものを中期信用とし、農地及び經營改良施設（土地資本）等場所的移動が困難か、または全く移動し得ない固定資本を賄うものを長期信用と規定しておかう。

b 短期信用とそのギャランテイ

前述のように一生産期間内に收穫物に全部的に價值を移轉する肥飼料代金や勞務費等の流動資本は、原則としてその收穫物の販賣代金によつて回収されなければならない。したがつてこれに用ひられる短期信用の期間は、對象とする動植物の生産期間と流通期間の和に限定されるべきである。これを延長する貸金は所謂固定貸付となる。かうした流動資本の回轉期間は作目によつて異なるが、穀物や青果物の場合、通例は數ヶ月から一年内外となつてゐる。但し收穫まで植栽後一年以上を要する果樹や導入後一年以上を要する用畜等の仕立、飼育費は、場合によつて中長期信用に

組み入れられる。このように農業の短期信用は、一ヶ月から三ヶ月内外を原則とする商工業の短期信用に比して稍々ながい。しかもこの生産期間は積雪、降霜や土壌の休閑等の気候的、生物学的諸條件によつて中斷され、また労働期間は自然的生産期間によつて中斷される。したがつて流動資本の支出も不規則、非連続的になる。そこでこのながい生産期間の終末に、より多くの流動資本を要する作目については、年度始から自己資本として必要な前貸資本を保有しておくよりは、寧ろこの自己資本は別途に纏つた長期投資として運用し、營農資金はその都度短期ローンに依存した方が經營者にとつては有利なケースも成立し得るわけである。一般に短期信用が、別して生産的と見られる根據は、これによつて前貸資本を節約し、その回轉速度を幾分でもたかめることができるからである。しかしかうしたことが行はれるためには、短期信用の金利水準が都市金融市場のそれと余り大きなひらきを示さないことが必要である。かうした金利水準に规定的な短期信用のギヤランテイについて見るに、農業では特に適格担保に乏しいのが特徴的である。小農經營の場合、前述のように自己資本として担保とすべき定期預金や有價證券を保有する恵まれた農民はごく僅かである。短期の小口借入について土地家屋等の不動産を抵當に差入れることは、手數や經費、時間の關係から到底たえるところではない。またかりにこれらの手數が機動的に合理化されるとしても、短期資金に固定資産を見返りとする金融が、債務者に如何に苛酷な副作用を與えるかは改めて指摘するまでもない。次にこの信用の對象は、商工業とは異つて前述のように稍々長い生産期間にわたつて土地からは殆ど引き離すことのできない生産資本としての中間生産物をなしている。したがつて購入した營農資材に即して手形を差入れるとしても、それは債權者に貸金の用途を明確にする證據に過ぎないのであつて、この手形は商工業手形のように流動性を欠いている。結局この債權を保證するものは、將來の農産物の數量とその市場價格以外にはない。即ち債務者の勤勉、正直と云うような人格的信頼や市況の成行に對する社会的信頼が重視される所以である。しかし商業的農業の發展は、かうした當事者間

の主觀的な評價を益々不確實なものにしてゐる。それと共にこの信頼を補強するためのより客觀的社会的ギヤランテイが要請されるようになった。

このような對人信用を補強する手段として着目されたのが、連帶保證または連帶債務の制度である。この連帶制度は、封建的な地代、即ち貢租公課の支拂を保證する手段として古くから行はれていたのであるが、商品經濟のもとにおいては契約または債權と云う法的根據を得て裝を新にし、特に資力のひらきが少い小農經濟では、信用取引の發展を促す重要な制度になつた。即ち個人的には薄弱な物的担保力、信用力しかない小農經營も、相互に債務を保證し、共同で借入れることによつて、大所高所にある外來資金を稍々大口に導入することができるようになつた。かうした連帶關係が團體として獨立に組織されたものが所謂信用組合であつて、商工業における株式制度の發展に對應して、どこの國でも特別法によつて法人格を與えられるようになった。信用組合の發端は古代社會にまで遡ると云はれてゐるが、資本主義的環境に應じて近代組織を整えたのは、獨乙のライフアイゼンとシユルチエ・デーリツチの組合であつた。何れも農民等の小生産者に専ら短期資金を融通することを目的としたもので、前者は組合員が組合の債務に對して連帶の無限責任をもち、後者は出資金を限度とする有限責任をもつていて、これらの責任が預貯金や借入金を調達し、貸付資本を形成する基本的なギヤランテイとなつてゐた。組合は、組合員が相互に經濟状態を知悉し看視し得る範圍内にまとまつた地緣團體として結成されるとすれば、組合自體としても不斷の個人的接觸によつて、融資の適否を審査捕捉し、貸金を管理回収するに有利な立場におかれるわけである。^{註2}

しかし組合金融の連帶範圍は、部落や村落に止らなかつた。それは組合の連合組織によつてより高次の團體を結成し、地方的規模から全國的規模へと擴大された。信用組合の地方的、全國的連合会の結成は、資本主義諸國における銀行資本の金融資本への轉化への一局面として、都市銀行による地方銀行の合同や支配に呼應してゐる。組合金融は

かうした高次の組織によつて、資本の回轉や循環を異にする諸地帯の短期資金の移動を圓滑にさせ、その過不足を調整すると共に、購、販、利用等の經濟事業組合またはその連合體との專屬取引や兼營によつて、商業銀行なみに小切手、手形、當座貸越等の技術を活用し、單に本源預金の運用だけでなく、信用創造の機会をもこれを打開するようになつた。その場合、單位組合に預託された資金の大半が當座的貯金であつても、より高次の連合體に再預金される度に長期の安定資金に轉化される可能性があるし、農産物販賣代金は必ず系統に入金すると云う豫測または契約が成立すれば、ピークにおける當座的貯金も外來資金の導入を擴大する動態的ギャランテイになる。これらの點は、組合金融による信用創造のモメントとしても重視されなければならない。

まことに組合金融の短期貸出の大半が對人信用であり、また對人信用が原則とされるのも、周期的に入金する農産物販賣代金によつて決済することができると云う物質的可能性の觀念的な表現に過ぎない。かうした約束や期待は將來の農産物に對する先取特權 (Privilege) の設定によつて補強される。この先取特權信用も資本主義前期からかなり普及していた制度で、たとえば營農資金に不足した農民が米穀商から將來の農産物を引當として前渡金の融通を受けるとか、同じく肥料商から掛買をするとか云う場合の所謂『青田賣』がこれである。それは現在でも英米では商店信用 (store credit) として、短期信用の重要な手段となつてゐる。我國現在の農手制度も、勿論このヴァリエーションである。

なを農民の資金需要は、生産期間の終了後即ち收穫によつては直ちに充たされない。それは價格として實現されなければならない。出來秋にこの市況が梗塞または悪化している際には、市況が好轉するまで現物のまゝ保管されねばならない。この保管期間中の生産や生活を繋ぐ信用については、收穫物を担保とする對物信用が利用できる。現物の入質による直接的な受信、または現物の寄託によつて發行された倉庫證券による間接的な受信がこれである。^註しかし

かうした動産信用は、工業製品とは異つた農産物特有の隘路がある。即ち農産物の場合、一般に長期の貯蔵にたえず、この間減耗を防ぐためには相當の経費を要し、かつ債権者または第三者にして現物または質物を安全に保管し得るような適格な農業倉庫に乏しい事實である。こゝに於て先進國では、早くから現物の占有を質権者や債権者に移さずして、直接生産者或は第三者に保管せしめたまゝ證券を發行させ、これにもとづいて信用を起す途がひらかれて来た。フランスの農業動産信用 (Warrants Agricoles) に關する法律、アメリカの連邦中間信用銀行制度 (The Federal intermediate credit bank system 1923) の創設等がこれである。我國でもそれは古くから書入または賣渡抵當の如きプリミティブな形で利用されていたが、昭和八年農業動産信用法によつて制度化された。しかしこの法律は主として産業組合其他特殊銀行の農民に對する固定化債券の保全、または流動化の一助に多少利用された程度で、短期信用の積極的なルートにはならなかつた。

かうした對物信用をふくめた短期信用の健全な發展をはかるためには、將來の農産物が少くとも生産費をカバーする一定の價格を保障され、かつこの保障價格以上に實現されるため、善良かつ安全に保管されねばならない。販賣組合は、云う迄もなく集荷や保管施設の共同化によつて、小口取引に不可避な流通上の空費を省き、取引力 (bargaining power) を増強して、生産者價格の最も有利な實現をはかることを目的としている。そのため販賣組合は、屢々豫約取引や専屬取引を契約し、農民の生産物販賣は組合に一元化されるようになる。したがつて短期對人信用を建前とする信用組合は、どの國でもこの販賣組合との結合または提携によつて發展している。しかしながらかうした組織が農民の相互扶助的な機關として最も高く評價されたのは、資本主義經濟が農村に浸透する過程において、商業的不等價交換や高利貸付を利得の本源とする前期的資本の收奪に對抗する面においてであつた。農業における資本主義的流通關係、即ち商業的農業の確立にともない、組合はその連合組織によつて如何に地方的規模から全國

的規模まで流通關係を組織してみても、組合だけの力では農産物の價格を保障することができず、したがつて農民の信用力を強化し得ないことが立證された。一九二九年に始つた世界恐慌は、協同組織が古くから發達していたと見られる歐洲諸國の農民に對しても深刻な打撃を與えている。

組合運動の劃紀をなす國家的な市場統制 (Marketing Scheme) は、既に第一次大戦中の緊急措置として各國で實施されていたが、長期の本格的制度として打ち出されたのは戦後の恐慌對策としてであつた。市場統制が長期にわたつて農産物價格を維持安定させるためには、單に取引當事者のみに限定される契約では不充分で、その場合締結される取引條件が一般的に第三者を拘束できるような法律的制度が必要とされ、プライスカツティング其他の非合法な違反が厳しく抑えられるような行政的制度が必要とされ、かつ貿易をふくめた需給のアンバランスを調整するうえで財政的制度が要請された。かうした國家的なインターヴェンションが行はれるようになる、生産者に對しても必然的に計畫的な作付統制が課されるようになる。

英國では農産物の價格や數量に對する市場統制は、大恐慌前から行はれていたが、それは商社を本位とする品目別の自治的カルテルの性格をもつていた。例えば英本土のホップや豚の販賣統制、カナダの小麥プール、マレーのゴム統制等がこれであるが、何れも一九二九年の過剰生産恐慌で瓦壞している。だが大恐慌後の市場統制は、單に個別的販賣操作だけでなく、あらゆる農産物の長期にわたる総合的需給計畫にもとづき、作付までこれを規制し、かつ補助金、特別低利資金の交付と云うような財政的措置が強化されている。その法的根據は販賣統制法 (Agricultural Marketing Acts 1931, 1933.) と、小麥、ホップ、馬鈴薯、牛乳等について相次いで實施された。しかしかうした國家的市場統制は、大恐慌後英國の農産物價格、農業者所得の強固な安定帶にはなつたが、屢々輸入制限や關稅の引上を余儀なくされ、消費者價格を割高ならしめ、國內低所得者層や植民地屬領農民の犠牲において奏功したことが批

判されている。特に英國では統制の主體となつた各種マーケティング・ボードが、獨占的大生産者層から構成されていたため、農産物の取引條件は専ら既存の實績をもつた富農層にのみ有利に決定され、その収益は地代収入に吸みつくされ、多數の生産者が新技術をとりいれ、生産費を合理化す刺戟にならなかつたと云はれている。例えばラウン・ドリーは「英國の農業」序文において次のように書いている。「農産物需給の短期な激烈の變動に對しては農業者の保護を充分に行うべきであるが、世界的な動向に照應するあれこれの商品の長期的變動を阻止すべきではない。種々の農業部門の間における現在のアトランダムな均衡を永續させようとする方式は、國家が自己矛盾を永續させることになる。……一定量の商品の有利な價格を保證せんとする方式は、あらゆる商品の數量乃至價格の引下に不可避的に反對する特權階級を生む^{註4}」

獨乙では、第一次大戰中にとられていた供出配給制度を中心とする國家管理の方式は、戦後の超インフレーションの過程で撤廢されたが、そのような自由取引への轉換は、なを間接的販賣統制の必要を排除しなかつた。それは一九二四年、マルクの安定を契機として過剰生産對策として再出發している。即ち、國家の農産物輸出入管理、農産物市場の挺入、過剰農産物の強制處理、作付轉換または調整以上の措置である。1. 輸出入統制については、國內生産の保護を目的として一九二七年、輸入穀物に禁止的關稅率が課され、かつ割當制度となり、次いで貿易は獨占的國家管理となつた。2. 市場の挺入については、政府が株式の過半数を保有している穀物取引商社や協同組合系統の製粉会社に、特別低利の滯貨融資を行つたり、畜産市場其他特用作物の市場施設に對して各種助成金を交付している。3. 過剰農産物の強制處理については、『消費の社会化』と云う名目で製麵其他の農産加工業者に國產原料を強制的に混入させている。4. 作付統制については、品種改良や規格の標準化のほか、ライ麥から小麥への作付轉換、耕種農業から酪農業への轉換等に相當額の助成金を交付している。だがかうした市場統制の強化にも拘らず、農産物の價格は安定し

なかつた。^{註5}マルクの安定と共に「農業信用の強化」と云う合言葉のもとに行はれた國家の尨大な特別資金の融通は、農村に信用の錯覺を惹起し、低金利でさえあれば償還能力は問題外の觀を呈して農業に投融资されたが、一九二八年から始つた穀價の下落によつて、當時全農家の $\frac{1}{3}$ は經常收支の赤字を示し、インフレーション期を通じて蓄積されてきた預貯金はたちまち消失すると共に、農村金融機關は一齊に回収不能のオーパーローンに陥つたと云はれている。

かうした農村負債の大半は、負債整理事業の結果政府に肩替され、或は政府保證の長期信用に轉化され、國家は組合其他の金融機關を通して農業に對する一大債權者となつた。フェイによれば「國家は危険な企業に大口融資した銀行の立場に置かれるようになった。銀行は多額の債權が失はれる危険があると見れば、融資先の事業を管理するだらう。これと同様に債權者となつた歐洲諸國の政府は、先ず少くとも農産物商品化の面で農業の管理に乗り出している。歐洲における農産物市場統制は、政府が農民負債を脊負こむことによつてその屈強な據りどころをもつようになった。」^{註6}大恐慌後におけるナチの市場統制は一段と強化された。政府機關たる國家食糧團(Reichs nahrung)は、全國の組合及びその連合體の上に立つて、あらゆる農産物の集荷、農用品の配給を管理した。これによつて農産物の價格が價值通り安定したかどうか、前述のように英國と同様の構造的矛盾を免れなかつたかどうかは別問題として、農業短期信用は、世襲農地法(Reichs erbhofgesetz)による農地担保金融の制限と云う關係もあつて、販賣組合に對する供出農産物の公定價額に限定された。かうして短期信用のギヤランテイに關する限り、金融機關の不安は一應除去されたのである。

フェイは大恐慌後における市場統制を特徴づけて、「この分野における組合團體と國家の活動は寧ろ癒着するようになつた。兩者の力關係、癒着の強さ、その持続性は國々によつて消長がある。しかしこの新しい經濟形態の實力は、まだ完全に行使されたことはないとしても、國內領域では民間の自主的運動が通常發揮することができるとよりは

大きな力をもつてゐることは明らかである。組合運動も國家との癒着によつて補強されてゐるのである。」^{註7}と述べた。この言葉は、第二次大戰後の現在も一般的に妥當するようには思はれる。組合は大生産者や商社を中心とするカルテル團體にせよ、中小農を主體とする相互組織にせよ、いまや國家機關と融合するか、または國家獨占資本のエーヂェントとなることなしには、市場統制を効果的に展開することができない。かうした市場統制によつて、農産物價格の短期變動を除去することは、小農の支配的な後進國でも重要な意義をもつてゐる。それは個々の農産物の全般的な需給計畫に立脚して、せめて一生産期間内でも最低價格を保障し、最高價格を制限することができるならば、前述のような小農經營にはとくに酷しい投機的過剰生産や累積的窮迫販賣をある程度まで阻止することができるだらう。だがかうした後進國では、最低價格の補償を國外の生産者や國內の消費者に轉嫁させることはできない。したがつて最低價格で供給が消化されない場合も、最高價格で需要が充されない場合も、補助金やストックの繋ぎ資金等形式はどうあれ、政策的にインフレーションまたは増税による財政資金の放出は不可避であらう。尤もこの場合かうした二重價格差を補償するインフレーションが悪循環を誘發しないように、その公信用の發動は極力短期變動を緩和する程度に抑制されねばならないだらう。公定價格が長期にわたつて釘付けされると、生産費に比して有利な作物の供給は増加しても、特に小農經營の場合、生産費そのものを引き下げるような生産の合理化は期待されないばかりか、各種農産物に對する需給の相對的推移に對して、農業生産を全般的に調整することが困難になるだらう。要するに市場統制は、農業特に小農經濟において特に顯著な農産物價值の生産と實現の矛盾から農業を縮小再生産に追いこむ悪循環を斷ち切る一つの手段に過ぎないのであつて、農業生産力の本格的増強、即ち農業資本の蓄積に對しては直接には何の役にも立たない。しかしながらその公定價格は、流動資本をより集約的に投下するための短期信用を導入するにあつて、最も確實なギャランテイになる。かうした他人資金によつて行はれる追加投資が、勞働力に對する生産資材を一層高

度化する方向をとるならば、經營の有機構成をたかめると云う意味で資本蓄積の積杆ともなるだらう。尤もそれは所與の技術水準における最適度の生産要素の組み合わせに必要な労働手段、及び耕地面積等固定資本や土地そのものゝ大いさによつて根本的に制限されるのではあるが。

したがつて短期信用が所期の生産的效果を實現するためには、その信用では動かすことのできない固定資本の規模に對して、流動資本の大いさ及びその各種コンビネーションが合目的な比率を示すように授信されねばならない。個人主義的小農經營では、一般にかうした合目的比率は無視され、信用を得ることが容易な場合には特に生産資材の過大投資に陥り、その實現が不可能となる傾向をもつている。その場合この信用がたとえ販賣される農産物の價額の限度内に規制されていても、生産資材の過大投資は生活費の不足に結果し、したがつて不生産的な消費金融に轉化せざるを得ないだらう。農用品等の購買組合は、單に中間經費を切り詰め、作目に應じて最も適當な資材を指導的に配給するばかりでなく、小農經營の不均等な戸別生産條件に應じて配給數量を規制する必要があるが、それは購買組合がそれによつて農用品を賣りこむことのできる短期信用のリスクを負担する機構、即ち信用事業との結びつきによつて充されるべきである。したがつてかうした短期信用を營む金融機關はボヤゾグルによれば、「農民と不斷に接觸する有能な職員を抱えた支店網を農村にはりめぐらすか、或は農業協同組合、就中信用組合と緊密な連絡、提携を保つてゆく必要がある。しかしこれに必要な經費等を考慮すれば、農村では信用組合自體の計算で行はれることが最も適當である」と述べている。^{註。}

流動資本の導入を原則とすべき短期信用は、如何に合理的に組織されても、小農經濟のもとにおいては、經營を單純に維持反復させる域を出ない。しかしそれは特に有利な立地條件や設備及び家族構成をとる富農經營の収益、及び貯蓄力を増強して、小農經濟のなかに資本蓄積の前提條件をつくり出す。即ち農機具、役畜及び土地資本等労働手段

に對する投資の可能性である。もしかうした固定資本が物的に増加するならば、勞働力を一定としても就業に必要な地積は勿論ひろがり、經營の規模は擴張されるだらう。その場合、中長期信用はかうした固定投資の見込収益にもとづき、それに必要な追加資金を導入して資本蓄積を促進する槓杆となる。

○ 中期信用とそのギランテイ

この中長期信用は、産業資本における設備資金の融通に相當するものであつて、對象とする固定設備の物質的・道德的耐久期間により、一般に償還期間一〇年未滿の中期信用と、一〇年以上六〇〜七〇年未滿の長期信用に區別されている。前者は主として家畜、農機具の取得費、簡易農舍等の施設費や果樹、桑茶園等の仕立費を賄うもの、後者は農地、建物等の不動産取得費、農事改良や土地改良施設費等を賄うものとされている。以上の通説による中期信用の對象は、大體において自家勞働で耕作し得る限度の經營に必要な勞働手段を指しており、それは就中封建的土地制度の撤廢や新地開拓直後に創設された小農經營をコンソリデイトする重要な手段とされている。それにもかゝらず、この國でもかうした資金の融通は中期信用として獨立の體系を整えたことはなく、短期對人信用の形式や長期不動産抵當信用の形式で不充分にしか賄はれていない。その原因は貸付の期間がながく、回收が容易でないことに對して、これを保證する物的担保に乏しいことにあるものとされている。この信用を最も多く利用できる農機具や家畜の導入は、その物件が理論的には場所的に移動し得る動産ではあるが、債權者が担保としてそのものを占有することは無意味であり、かりに占有を移さずして質權を設定する特例が認められたとしても、それは經營にとけこみ、相當の破損や減價を蒙ることなしに經營からとり出すことは不可能な實情にある。それがため先進國では、かうした信用を以て取得した動産そのものや、またこの動産の使用収益によつて生じた果實に先取特權を認めたり、その動産に抵當權を設定させ、または損害保險や火災保險を義務づけ保險證を入質させて債權者を保護し、あるいはかうした動産信用が

債権者の營利のために不當に濫用される危険を防止するため、その授信者を特定の公共的金融機關に限定する法規を設けている。前述のフランスにおける動産信用法、アメリカの中間信用銀行制度、獨伊の動産質や先取特權信用等の施設がこれであり、我國の農業動産信用法も主たる目的は中期信用の擴充にあつたようである。しかしかうした法的手續は、煩雜な手續を要すると共に借入金利負担を割高ならしめ、實効をとまなわかつたと見られている。そこでもし信用組合と共にかうした農用品を共同購入する購買組合が整備されてくれば、兩者の結びつきによつて保存登記其他の法的手續を組合が一括代行することによつて手續を省くと共に、小農經營の生産條件に最も相應しい勞働手段を導入する信用機構となることができるよう考へられる。しかし我國戦後の協同組合はこの期待に反して、農用品特に農機具の購買事業こそ農民に不急不要の購買慾をかりたて、粗惡品を押賣り、その經營を傷けると共に、組合自體の信用を危地においこんでいたのである。これがペリー勸告のように、信用事業と經濟事業の分離を主張する有力な論據となつている。^{註9}

こゝでは分離説の得失に深く立入る余裕はないが、我國戦後の組合における農用品信用取引の失態は、むしろ組合が信用事業と經濟事業の総合的な經營體としての有機的な結合に乏しく、夫々近視眼的なマージンの追求に終始し、農民の基本的長期的利害を没却していたことが指摘されねばならぬ。その實情について、我々の調査によれば、「協同組合の現況を見ると、……半強制的に貯金化された資金は専ら農家の有効需要を無視した購買事業資金と、營農とは無縁の不生産的貸付金に充當されている。組合主腦者は、組合の立場に立脚して資金の安全とコストを補償する運用を客觀的に考慮することなく、寧ろ役職員個人の地縁血縁關係にひきづられながら無計畫な投融資に行過ぎがちである。そこで投機的取引や高利貸的貸付から浮かされる黒字は、組合の利益に繰入られることもなければ、組合員に公正に還元されることもなく、一部役職員の間で山分けされ、損失のみが組合勘定に轉嫁される。」^{註10}と云う運営が一般的で

あつた。まことに農用品、殊にその耐久財の賣込が、放漫な信用、即ち農機具、家畜、農舎等の新設、擴充に用ひられる個人的中長期信用（組合の買取資金も同様）を直接に農民の流動資本の引當準備金たる當座的貯金や短期借用金で賄う操作ほど、小農經濟にとつて危険な取引はない。とは云え、かうした取引は必しも綜合經營の必然的所産ではない。兼營機構を以てしても、この欠陥を是正する金融技術的な手段が絶無とは云えない。たとえば農用品の巨大メーカーやデイトラーは割賦販賣のような信用取引の余力ある場合には、組合はそのエーヂェントとなつて商工業資本と農民の信用を直結させるとか、國家が政策的にそうした農用品の個人的投資によつて生産力を増強する余地があると認められる段階には、先取特權や農業動産抵當にもとづいて農民の信用で發行された證券を政府自からこれを保證して、中期外來資金の導入を容易ならしめるとか、或は特定の政府機關を通じて國家資金を融通することもできるだろう。その場合組合の信用と購買の兼營機構は、單なる物品の仲介や代金決済に止ることなく、そうした個人の中期投資に對して指導的な役割を演ずる物質的な基礎となる。註11

d 長期信用とそのギヤランテイ

前述のように長期信用は、それによつて取得された設備資本の回轉期間に應じて、償還期間一〇年以上六〇〜七〇年未滿のクレジットとされている。かうした追加資金によつて獲得された超過収益が大である程、右固定資本の耐久期間より短期日に償還することができ、この期間を超える貸付は固定貸付に轉化する危険が多いし、それをカバーし得ない貸付期間では、一般に再生産の計画的運行を攪亂する可能性がある。長期信用の場合は、このように元利償還の期間や償還形式が受信者の設備資本の磨滅部分と収益の一部を超へないような特別の方式、即ち年賦償還方法が特に重視される。

云う迄もなく土地に合體され固定化される大型の機械設備、即ち改良施設がフルに稼働するためには、一定限度の

労働のほか、土地、建物等不動産の集積を必要とする。不動産取得金融としての長期信用は、自からこれを使用収益する経営者に與えられるならば、散在する地片や土地資本を集積させ、或はそうした不動産に附着する高利債を肩替りさせ、經營の規模と内容を充實させる手段になる。

だがあらゆる生産要素を資本として自由に移動させようとする資本主義的生産様式は、貸借關係によつて資本の所有者と經營者の人格的な分離を促した。農業においても最も重要な生産要素である土地や水利は、本來何の價值も内在しないにもかゝらず、所有を獨占したうえでそれを貸付ることによつて一定の使用料がとれ、したがつて所有權はこの使用料の請求權として、貸付資本の平均利率でキャピタライズされた價格をもつ擬制資本として自由に取引されるようになった。しかもこの擬制資本の所有者は、差額地代や絶對地代としての嚴密な意味の地代のほかに、經營者によつて土地に固定的に投下されるが賃貸契約期間内に回収されない資本部分の利子や、事情によつて經營者の利潤や勞賃部分をも派生的地代として取りたてることができる。そして前述のように小農の支配的な後進國では、前期的生産關係の殘存とあいまつて、特にかうした派生的地代は益々吊上られる傾向がある。したがつて土地所有者は、自からこれを耕作し經營するよりは貸付ようとするし、小農は高率地代から免れようとして高地價でもこれを購入しようとするだらう。その際單なる不動産金融は、地價や地代を維持し引上るだけであつて、經營規模の擴大には否定的な作用しか與えないことは明らかである。

したがつて特に小農經濟のもとにおいて不動産取得信用を起す場合には、受信者が取得した不動産を自から使用収益するばかりでなく、かうして集積される不動産を有効に利用し得る程度の其他の生産要素、たとえば農機具、家畜等の固定資本や、勞働力、肥飼料等の流動資本を自己資本として保有する健全な農民を選択する政策的な配慮が必要になる。しかも問題にそれに止らない。不動産のなかでも、土地は其他の固定資本とは異つて、何等生産物として實

現されるべき新しい價值をもたらさない。したがつてこれを銷却するものは収益以外にはない。これが土地金融の特に長期低利を要請する論據とされている。しかしこの金利は、授信者の立場から見ると、長期にわたる貸付金の平均的な資金コスト以上でなければならぬし、受信者の立場から見ると、新しい土地を取得することによつて生ずる追加収益に對するその土地の取得價額の割合、即ち追加収益率以下でなければならぬ。前者の高金利への要求は、受信者の取得する土地そのものに抵當權または土地債務 (Land Encumbrance) を設定し、融資額を賣買價格 (時價) 以下に評價した担保物件の範圍内に壓縮すると云うようなギャランテイの強化によつて緩和され、後者の低金利への要求は、この信用による農地の擴大で、最大収益をあげる適正規模に近づくことによつて緩和されるだらう。兩者の接近によつて到達した一致點が現實的な貸付條件をなすわけである。しかしこのような不動産取得信用の仕組みも、金融機關の安全性と富農經營の確立を一應保障するとは云え、受信者のおかれた地方一般における現存の農業生産力水準に照應した適正規模を打出すだけで、傳統的な小農經營の枠をひろげて資本蓄積を擴充するには余りに迂遠な道と云はなければならぬ。

農業においても、耕種や養畜に用ひられる機械設備は、大型の労働手段として集積されるほど、一方ではそれらの生産的効果や耐久力は愈々増加するが、他方では新しい技術の發展によつて、急テンポで固定資本として經濟的道德的價值を失つていく。また農業の機械設備は、一般に土地の自然的諸條件に順應した特殊のサイズを要すると共に、土地と不可分の固定的裝置、即ち土地資本に轉化され、耐久期間内と雖もこれを任意に轉用したり、經濟的に換價することが困難になる。これらの事情は、農業が自己資本にとらはれた小農經營のまゝでは資本主義産業の物質的生產諸力に照應した高度の固定資本を受け容れられないことを意味する。商工業では、資本の私的所有による蓄積の制扼を株式会社と云う信用制度によつて切り抜けているが、農業においても私有財産制度に對して最小限の摩擦で資本蓄

積力を増強するためには、特殊の信用制度がとりあげられてよい。即ち土地其他の不動産を農民の私的所有にゆだねながらも、經營を協同化し社会化することによつて、その規模を擴大するに必要な信用であつて、それは公信用の強力なバックによる長期の組合金融にほかならない。

我々は小農經濟諸般の行詰りを打開する手段としての生産的長期信用の優先順位を問題とする場合、まさにこの農民團體に對する改良信用に重點をおかれるべきものと考ええる。しかしそのためには、不動産の賣買や貸借と云う取引が、その都度名儀上の所有者に對して經營者の利潤や勞賃部分を先取させたり、經營者の負担で投下された固定資本の一部を無償で收奪させることのないような何等かの保障、即ち從來の所有權に對する一定の制限が不可欠である。地區農民團體たる組合が、もしかうした保障制度として、土地其他不動産の所有權をせめて嚴密な意味の地代請求權に限定させ、其他の収益または見込収益の一部を集團的に留保することができらば、これを蓄積に充當すべき基金またはギヤランテイとして利用し得るようになるのではあるまいか。^{註12}

農民が共同で使用する大型の農機具、貯藏や加工施設、または農道や灌排水路、開墾、整地、造植林等に投じられた資本は、本來の土地そのものとは異つて、物質的磨滅にともない農産物に價値を移し、商品として販賣されることによつて回收される。また物質的磨滅に先行する道徳的磨滅のロスは、かうした投資と共に社會的水準を上廻る生産力の上昇によつてもたらされる相對的余剩價値の結晶たる超過収益によつて回收される可能性もある。このような投資の生産的經濟的効果は、客觀的には疑の余地がない。それにも拘らずこれらの施設は、大規模なほど着工から竣工まで或は數ヶ年を要し、その投資が回收されるまで或は二〇〜三〇年を要すると云う事情は、授信者に對して何等か確實のギヤランテイを提供することが不可欠になる。それには前述の不動産抵當のほか各種動産質、先取特權及び國家保證等の方法があるが、これらは個別的非組織的に利用されるならば信用力を充分發揮できないばかりでなく、事業

の遂行にとつても有害な結果を招くだらう。それはまさに組合組織そのものによる連帯保證、連帯債務によつて統一的に補完されねばならない。

即ち不動産抵當物權は信用による改良事業の結果、當初の評價額よりは必然的に増價するから最良の担保となると云う説があるが、もしそれが土地そのものとすれば、小地片の賣買や貸借の頻繁な小農經濟のもとにおいては、改良事業の生産的經濟的効果が凡そ土地の名義上の所有者に歸屬することを認めることになり、多數小農の集團的投資意欲が去勢されるばかりでなく、そうした取引の都度小農經濟の乏しい資金の大半が地代や土地購入資金に分散し、個人所得に吸収される公算が少くないと見なければならぬ。したがつて地價其他不動産價格の名目的上昇を喰いとめることは、この改良信用の基本的前提であるばかりでなく、事業と共に進展する地滑しによつて差額地代の基盤を切り崩し、積極的に地代や地價を引下げ、その分を營農收益に追加させることもこの信用に期待される重要な効果である。この意味において、不動用價格に担保價值を全腹的に認めることは危険でもあるしまた有害である。

前提によつて、共同で利用される改良施設は、灌排水路等本來の土地資本のほか、農機具、貯藏、加工施設にいたるまで特定の土地に固定化されるのであつて、場所的に移動してアトラングダムに換價することは容易でない。即ちこれらの投資は農産物に價值を移轉する以外に實現のルートは少い。そこでもしこの改良施設を導入するために起された信用に對して、その元利を年生産物から其他の直接費、間接費に優先して支拂うと云う物權、即ち先取特權が成立すれば、こゝに一つのギヤランテイが設定されるだらう。このギヤランテイの確實性は、共同事業のために組織された組合が、如何に合理的且つ有効にその施設を利用するかと云うことを根本として、生産物の共同販賣や收入の配分方法に關する内規の統制力に依存することとなる。この施設が小規模のうちは、農民の個人的利用度によつて、使用料や手數料を共同販賣收入から差引き、これによつて資本を回收し、債務を履行する方式が一般的に行はれるであら

うが、施設が大規模化され、全生産がそれに依存する度合が強化されるに伴い、收支を労働日によつて計理する本格的な共同耕作、共同作業が必然的となるだらう。

この論理はラヂカルで飛躍的な響きをもつが、多數の出資者を徐々に單なる金利生活者に轉化させ、多數の獨立生産者を勞務者に轉化させ、そこから捻出された企業利得を經營規模の充實と擴大に向ける仕組とした社会機構としての商工業の株式制度と本質的な相違はない。ただこゝでは多數の農民を相對的に低下する地代請求権者や勞務者に轉化させること、及び出發點において組合經營としては自己資本に乏しく、したがつて多額のクレジットに依存せざるを得ないであらう點が異つている。したがつて授信者としては、融資に先立つてこの改良信用による増産効果や市況及び地代や勞賃部分に對する組合の統制力が關心事になる。この市況は前述の最低價格を保障するマーケットティングスキーム等によつてある程度の見透がもてるが、公定價格が改良資本の回轉期間に相應するほど長期にわたつて維持されないとすれば、國家が何等かの形で債務を保證する措置が必要になるだらう。

何れにせよこの信用のギヤランテイは、不動産取得信用をふくめて土地其他の固定設備を導入することによつてもたらされる追加収益の如何に依存する。したがつて授信者は、事業計畫に對する綿密な豫備調査や、相競合する諸團體に對する融資の選擇や割當、及び各事業に對する參與にせまられる。ではかうした長期信用を扱う機關はどのような組織がのぞましいか。各種産業に共通の全國的な抵當信用銀行は、長期にわたつてギヤランテイを保全し、各種産業、各種事業相互にリスクを轉嫁させ、資金を疏通する技術的見地からアヴェイラブルであるが、時間的場所的に限られた取引しか行はれない農業長期信用において、クレジットの割當や管理を全うし得るだけの専門的なスタッフを農村の末端にまで常置するコストには到底たえられない。だが前述のように、農村信用組合は日常の短期的取引を通じて、組合員の長期投資の適否や、長期信用回収の難易についても深い關心をもつている。對人信用を原則とする組

合が自分の計算で長期信用を附與することは妥當ではないとしても、これに關する調査や管理を受託し代行することはできるだらう。信用組合がかうした事業にタッチすることは寧ろ自己の金融ベースを守り、且つ強化するふくみからも不可欠とされている。^{註13} 歴史的にも農業長期信用の發展は、地方的な短期金融組織のある程度の確立を條件としていたのであつて、短期金融が地方から中央へと上昇的組織網を整備して行つた順序とは逆に、中央から地方へと下降的な順序をとつているのも興味ある事實である。

かうして長期信用機關は、農村信用組合の系統短期信用上級機關と並んで、信用組合の上に聳立する。そして農民またはその改良事業團體の長期機關にする接近感は、直接にはこの信用組合を通じ、間接にはこの長期機關に對する農民の出資や信用組合の上級機關がその余裕金を以て長期機關の發行債券を消化する等の手段を通してもりあげられる。

しかし轉換期の小農經濟においては、前述のように連合組織を通ずる資金吸収が如何に全国的に整備されても、短期資金を長期資金に轉化させるには限界がある。したがつてその頂點に位する連合體と雖も、長期機關の證券乃至債券を全腹的に消化することはできない。それは債券公募等によつて、廣く一般の金融市場から導入されねばならぬ。この證券に流通性、市場性を與えるためには、長期金融機關は一方では長期貸付を行ひながら、他方ではそれによつて取得した個別的担保物權を括的な引當とすることも、或は担保物權を個別的に證券化して裏書等の方法で自由に輾轉させることもできよう。^{註14} かうした操作が行はれるためには、當該金融機關自體一定のファンドが必要であると共に、前述のように農業に個有な特色をもつた担保物權を保護するために、特別の法規を必要とすることは云う迄もない。かうしたファンドの過半が、農民または農民團體によつて據出されるならば、農業プロパーの専門的な長期信用機關の性格を賦與されることができらう。

國家保證または財政資金の融通と云う公信用は、以上のような組織にもとづくギヤランテイを以てしても、農業が必要とする長期低利資金を調達できない場合の究極的手段として動員されるべきである。市場統制に即應した國家の最低價格支持制度も、前述のように各種農業信用の間接的なギヤランテイをなすものであるが、金融機關の農民または農民團體に對する貸付や、金融機關自體の債務（預金、債券）に關する國家の支拂保證は、農民の預貯金を集積し、外來資金を導入して、轉換期小農金融にとつて特に切實な長期貸付資本を造成する直接的なギヤランテイになる。かうした國家保證は、それによつて造成され授信された資金が合目的に使用される限り、財政資金の融通とは異つて、直ちに増税やインフレーションの契機にはならない。それは一般に政府の中央地方行政機關によつて授信されたり、または政府によつて創設された公共的金融機關乃至協同組合もふくめた民間金融機關を通じて授信されている。しかしこの公信用を興える政府機構が、農民に直接接觸できるほど老大なものになると、諸般の官僚主義的な弊害を避けることができないばかりでなく、國家の基本的政策から逸脱した特權的政治勢力の干渉を蒙り、信用の生産的効率を阻害するのが常である。したがつてポヤゾクルによれば、このような欠陥をさけるためには、「政府の干與は一定の原則と傳統及び強力な役員によつて農村信用組合網の上に聳立している全國的な中央金融機關に限定されるべきである。その場合は、政府機關も資金的にはこれに従屬する團體を直接拘束できないばかりでなく、政府機關自體が後者を通じて運用政策の現實的針路を把握することができ^{註5}る」即ち國家は個々の融資對象に對して、債務保證や特別低利資金の融通と云う直接の當事者としてではなく、農民團體によつて民主的に組織された全國的な中央機關に對する抱括的な授信者としてのシチュエーションに立つことがのぞましいものとされている。

註1 小平權一 農業金融論 五八二—五八三頁。

註2 C. R. Fay. corporation at home and abroad. Vol I. chapt II.

- 註3 Boyazogle Agricultural credit p. 59~60.
- 註4 農林省官房調査課譯 ラウンドロイ・英國の農業 一四一―一五頁。
- 註5 Holt German agricultural policy 1918~1934. p. 112~150.
- 註6 C. R. fay ibid Vol II. p. 486.
- 註7 C. R, fay ibid Vol II. p. 437.
- 註8 Boyazogle ibid p. 107.
- 註9 R. T. Barry Japanese agricultural credit and finance. p. 23.
- 註10 農村金融研究會、拙稿 組合金融實情調査報告 七九頁。
- 註11 近藤康男 日本農業經濟論 一九八頁。
- 註12 この着想は、Belshaw. Agricultural reconstruction in far east Asia. & A. J. Grad. problem of agrarian Reform in Japan 等に示されている。
- 註13 小平權一 前掲書 八〇九頁。
- 註14 玉塚締伍 不動産金融原論 六四四頁。
- 註15 Boyazogle ibid p. 184.

あとがき

農業信用が以上のように公信用の支持によつて、すべて生産的なギャンテイを基礎に設定される限り、理論的にはそれらの信用が固定的負債に轉化する危険はあり得ないわけである。だが實際は、農業金融特に小農金融の場合は、どの國でも農業信用の多くは、過年度の赤字をつなぐ負債となつており、特に連帯信用や不動産抵當による長期信用は、固定化された短、中期信用の整理金融として累積されている。そしてこれらの赤字金融は、その金利負担だけでも屢々經營の正常な収益を超え、その元利償還に必要な資金は、經營を維持するに必要な生産的投資を制扼するばかりか

りでなく、健全な生産的信用のギャランティを浸蝕する不生産的な信用に轉化している。かうした負債が、その發生原因はどうかかなり累積されていると云う環境のもとにおいては、これを整理することなしに、健全な信用體系を築きあげることにはできない。我々は機会を改めかうしたソフト・クレジットを独自の政策的信用範疇を形成するものとして、公信用との關連において在るべき姿を検討してみたい。

—一九五三、二二、二〇—